

○内閣府告示第四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第百八十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十三年三月二十五日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉市
- 二 構造改革特別区域の名称 キャリア人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 千葉市の全域

○内閣府告示第四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第五十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十三年三月二十五日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 静岡市
- 二 構造改革特別区域の名称 中枢都市型企業人育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 静岡市の全域